今後の市街地整備制度のあり方検討会(第3回) 議事概要

- 日 時:平成20年2月20日(水) 10:00~12:10
- 場 所:都市・地域整備局 局議室
- 議事内容

【スマートシュリンクについて】

- ○スマートシュリンクの手法を考える前に、<u>地元主体と市街地整備との関係の整理</u>が必要。 拠点でも郊外でも、**誰のために投資**をするのか、投資が市民全体の利益にはねかえるのか。
- ○郊外の集約拠点をニュータウンとしているところで、「良質な社会資本ストックとして住宅地水準を上げる」という視点があるはずで、それを強調すべき。

スプロールは密集市街地よりも20世紀の負の遺産だと考えており、この解消が大切。解消に向けた バリエーションは多い(自然へ返す、基盤を整備する、等)。

- ○**住宅地のレベルアップ**は、公共団体が行うべきことか?**個人の話ではないか**。
- ○<u>集約型都市構造への動機</u>は、今後限られた税収の中でどういう街にするかという<u>都市経営と、地球環境問題への対策の2点</u>と認識している。

住宅地の質の向上は、修復型のまちづくりの動機にもなるのではないか。

○郊外土地利用として、農・緑という考えはよいと思うが、<u>農地は農業政策との連携が必要</u>。 縮退問題は、良好な区画を作ることに(民的でなく)公的価値があるとすれば公金投入の正当性が出る。 税のインセンティブと言う文言が見られるが、<u>税はインセンティブのためにあるのではない</u>。 公共施設の廃止については、地元の反発を招かない<u>適切な手続きの整備</u>が必要。

【エリアマネジメントについて】

- ○現在でも多くの事例があるため、今後は、よりやり易くすること必要だが、組織や活動をしっかりと 整理することが必要かどうか疑問。公的支援や公的機関の街づくりへの関わりを整理したらどうか。
- ○長期の間には、所有者や住民が入れ替わるが、この新しい参入者への対応も課題。

相続の発生により街が壊れることもある。街づくりへの意識はあっても現実的に困難な場合もある。 既存の居住者と、新しく入ってくる人は、別々に考える必要があるのではないか。

既存住民には、このままだとどうなるかをしっかりと伝え、新しい住民は、うまくコントロールする ことが重要。**不動産会社との商業者をうまく利用**する視点も大切。

○江戸川区の一之江駅西部地区や瑞江の事例から、エリマネ活動を根付かせるには、いきなりポンと 地元に渡すのではなく、<u>長い年月をかけて地元を醸成</u>することが必要であると考えている。

<u>継続的な活動には、資金が必要</u>。BIDや固定資産税の一部を投入するなど。

- ○URが<u>晴海で行っているマネジメントが成功した要因</u>は、<u>地権者のほとんどが法人</u>であったこと、臨海部で<u>土地利用転換が契機</u>となったこと、<u>良好な計画</u>に対する<u>容積率のボーナス制度</u>があったこと、地権者の中に<u>リーダーシップをとる者</u>がいたことが上げられる。URが大規模事業を予定することで、組織的に初期投資が可能となった。
- ○エリマネ組織への引継ぎにあたり、保留地処分金等の金銭以外に<u>、事業でモノを整備し引き継ぐ</u>ことも考えられるが、どちらも<u>税制が課題</u>ではないか。
- ○<u>財源を税金とする場合、任意団体では難しい</u>のではないか。 制度的枠組みがなければ、ルールの規制も、財源の措置も困難。

- ○地域住民といった場合、<u>土地に対する利害の深さによって濃淡がある</u>のは確か。 <u>法人が持つ潜在能力の活用</u>という視点も大切。法人は、<u>合理的意思決定</u>ができ、<u>資金</u>もある。 **区分所有権を持つ者の扱い**はどうすべきか?
- ○組織の継続について、汐留では判断として年1億をエリマネ組織に支援し、その資金で道路空間を使い収益を上げてもよいとしている。

このような取組が<u>制度化</u>されれば、組織の継続性が確保されるのではないか。

【その他、全体を通した意見】

○息の長い市街地整備は、<u>地区計画を市街地整備とどうあわせていくかは重要</u>なテーマ。

時間軸で柔軟に対応できる制度があるとよい。

計画を先に作り後に変更で対応するのでなく、<u>最初から柔軟に実施できる制度</u>のイメージ。

- ○ツイン戦略は、もう<u>少し膨らませても良い</u>のではないか。例えば、市街地から郊外への移転、<u>ソフト的な</u> 制度、例えば、「会員権」を設け、市街地でも郊外でも住める、というものなど。
- ○市街地整備組合は、URのような独法的主体でもよい。**どういう主体にどういう公共性を与えるか**が課題。
- ○息の長い市街地整備は、終わる前に朽ちてしまわないか。短期決戦的視点も重要。
- ○<u>ナチュラルハザード</u>は、河川沿いの課題に取り組んでいるが、既存居住者の移転と建築規制が課題となり、**現実的には手立てがない状況。現実的課題として取り組んでほしい**。
- ○**スーパー堤防**の事業では、長期の中断移転や税制面の課題から、**ツイン区画整理の導入を検討中**。
- ○区画、再開発両方のノウハウがある者は、民間では少ないのではないか。 **民間**的には、**手続きをシンプル**にして、**期間短縮**を図るほうがよいのではないか。
- ○一体的施行では、建物の床が実施的資金源であるため、保留地を再開発事業区に入れる制度は必要。
- ○申出換地について、<u>事業計画策定段階</u>で地権者等の意見を聴き、<u>申出換地を定める手続きを制度化</u>すれば、その後は全員合意が不要とする制度体系を検討してはどうか。
- ○申出換地は、港北NTでもやっている。要は、「照応」をどう読むかの問題ではないか。
- ○国家資格をつくり、トータルにマネジメントできる人材の育成を行ってはどうか。 1つの区域で街づくり提案を募集し、採用された案に対し、施工からマネジメントまで提案者が行うことができる、という制度もよいのではないか。
- ○スマートシュリンクとハザード問題は、大儀をどうするか。 大儀を言いつつも、各個人に還元される要素がないと、事業は動かない。
- ○個々の利益を協調すると、エリマネ的発想が生まれ、エリマネには、きっかけと継続性が必要となる。 きっかけは、相続や市街地整備があり、いきなりはできない。

加えて、活動には資金と権限が必要で、それが制度化されれば付与しやすい、という整理ではないか。

- ○市街地整備そのものの概念が変わりつつあり、具体的なことは「提案」に基づく方向にある。 従って、「提案できる」制度を作れば、いろいろなことが可能となるのではないか。
- ○今後考えるべき事項としては、以下のものがあるのではないか。
 - ・河川沿等、ハザードエリアからの「撤退」について
 - ・市街地整備と関連した「債権化」について
 - ・都市計画制度との関わりについて